平成２６年（フ）第９７号
愛知県みよし市三好丘桜３丁目13番地３　ビネット三好ケ丘201号、前住所愛知県豊田市上原町西山497番地１　レジデンスマスダＢ―102号
債務者　木村加寿美
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第７３号
大阪府吹田市山田東２丁目26番４号、前住所大阪府吹田市千里丘下２番７号
債務者　新田井聖代美
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６５３号
大阪市旭区森小路１丁目５番14号　森小路ガーデンハイツ202号
債務者　山本　武宏
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６８１号
大阪府枚方市印田町43番15―202号
債務者　河岸　美香（旧姓芦田）
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６８４号
大阪市生野区巽南３丁目19番43―508号
債務者　中村　康二
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７４９号
大阪府八尾市東山本町３丁目２番５号　朝風マンション１番館205号
債務者　梶木　隆治
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７７３号
大阪府八尾市久宝寺３丁目15番48―602号
債務者　辰巳　勝弘
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７８７号
大阪市都島区都島北通２丁目３番21―904号
債務者　中谷　洋美
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７９７号
大阪府門真市深田町26番21号グランソシエ門真401号
債務者　上村　千春
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２１５号
大阪市生野区巽北４丁目３番６号　コートドール小西202
債務者　金澤裕源こと　孫　　裕源
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２２７号
大阪府枚方市茄子作北町62番６号
債務者　古川　瀧子
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３４１号
大阪府枚方市伊加賀栄町４番15―22号
債務者　朝倉由美子
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３６８号
大阪市住吉区苅田10丁目６番32―506号
債務者　多久島成子
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４０９号
大阪府枚方市牧野阪２丁目２番６号
債務者　佐々木和美
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４号
和歌山県日高郡みなべ町芝10番地17
債務者　池田真作人
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで和歌山地方裁判所田辺支部

平成２６年（フ）第２７号
新潟県長岡市今井１丁目68番地　南風弐番館101号室、前住所新潟県南魚沼市君沢752番地１
債務者　我田　麻美
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第５７号
沖縄県浦添市城間２丁目15番５号
債務者　大宜見朝裕
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで那覇地方裁判所民事第３部